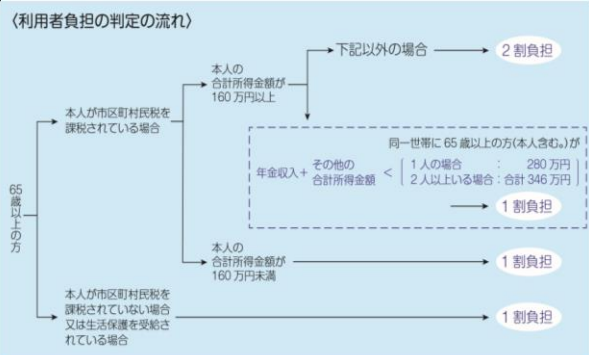


シニア福祉アドバイザー検定 公式テキスト 正誤表

ページ数/行数	誤(改正前)	正(改正後)	補 足
2ページ/9行目	2,977世帯	2,977万世帯	
6ページ/19行目	ケアマネジャー	ケアマネージャー	
15ページ/1行目	介護福祉国家取得者	介護福祉士国家試験取得者	
27ページ/7行目	生きいき	生き生き	
64ページ/下から8行目	③共済年金	③共済年金 平成27年10月1日から厚生年金に統合	旧共済組合期間を有する者は、職域部分が支給される場合がある。
64ページ/下から6行目	国民年金と厚生年金保険・共済年金の3種類があります。	国民年金と厚生年金保険・共済年金の3種類があります。(共済年金は平成27年10月1日から厚生年金に統合)	
65ページ/図表3-7 2行目・右	職域相当部分	年金払い退職給付	旧共済組合期間を有する者は職域部分が支給される場合がある。
65ページ/図表3-7 3行目・右	共済年金	共済年金 平成27年10月1日から厚生年金に統合	
65ページ/下から2行目	月額15,250円(2014年度)	月額15,590円(2015年度)	旧共済組合期間を有する者は、職域部分が支給される場合がある。
67ページ/下から7行目	2015年10月から厚生年金と共済年金の一元化が図られる予定です。	平成27年10月から厚生年金と共済年金の一元化が図られました。	
68ページ/12行目	共済年金は、厚生年金保険と同じ役割をになっており、制度の内容は厚生年金保険と基本的に同じです。	共済年金は、平成27年10月1日から厚生年金に統合されました。それに伴い、平成27年10月1日に「職域部分」は廃止されますが、同日前までの共済年金に加入していた期間分については、同月以後においても、加入期間に応じた「職域部分」が支給されます。 また、廃止された「職域部分」にかわって新たに創設された「年金払い退職給付」は共済組合等から支給されることとなります。 したがって、同日前と同日以後の期間の両方を有する方に対しては、同日前の期間に応じた「職域部分」と同日以後の期間に応じた「年金払い退職給付」の両方が支給されます。	

70ページ／下から9行目	灰色囲み772,800円(2014年度の年金額)	780,100円(2015年度の年金額)	
71ページ／下から5行目	18歳未満の子をもつ妻	子をもつ配偶者	※遺族基礎年金の対象となる子 18歳到達年数の末日(3月31日)を経過していない子 20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子
71ページ／下から3行目	772,800円(2014年度の年金額)	780,100円(2015年度の年金額)	
72ページ図3-10内／4行目	18歳未満の子をもつ妻	子をもつ配偶者	
73ページ／10行目	1割負担	1割負担(一定以上所得者の場合は、2割負担)	
73ページ／下部文 面後に挿入			(出典元)厚生労働省『周知用リーフレット(一定以上の所得のある方の利用者負担割合の見直し)』
75ページ／1行目	2006年	2005年	
75ページ／7行目	その後2度にわたって行われ、現在に至っています。	2005年の初めての改正後、3年毎に実施されています。	
75ページ／11行目(枠内)	2009年	2008年	2008年度に介護保険改定、2009年に施行
75ページ／17行目(枠内)	2012年	2011年	2011年度に介護保険改定、2012年に施行
75ページ／20行目(枠内)追加		2014年: 予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行 特別養護老人ホームを中重度要介護者を支える機能に重点化 低所得者の保険料軽減拡充 一定以上所得者の自己負担引き上げ	

75ページ／下から2行目	65歳以上の介護保険料を納付している人で、★要介護1～5または	★65歳以上の介護保険料を納付している人で、要介護1～5または																												
77ページ／5行目	1割	1割(一定以上所得者の場合は2割)																												
77ページ／右側の下の補足	1割負担	1割負担(一定以上所得者の場合は2割負担)																												
77ページ／図表3-14のタイトル	負担の軽減措置(2014年度)	負担の軽減措置(2015年度8月現在)																												
77ページ／図表3-14の差替	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設定区分</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者(住民税世帯非課税)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の人</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>住民税世帯課税で本人が住民税非課税</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	設定区分	対象者	第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者(住民税世帯非課税)	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人	第4段階	住民税世帯課税で本人が住民税非課税	第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負担の上限(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方</td> <td>44,400円(世帯)*(新設)</td> </tr> <tr> <td>世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方</td> <td>37,200円(世帯)</td> </tr> <tr> <td>世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方</td> <td>24,600円(世帯)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等</td> <td>24,600円(世帯)</td> </tr> <tr> <td>15,000円(個人)*</td> </tr> <tr> <td>生活保護を受給している方等</td> <td>15,000円(個人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。</p>	区 分	負担の上限(月額)	現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)* (新設)	世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)	・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯)	15,000円(個人)*	生活保護を受給している方等	15,000円(個人)	(出典元)厚生労働省『周知用リーフレット(一定以上の所得のある方の利用者負担割合の見直し)』
設定区分	対象者																													
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者(住民税世帯非課税)																													
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の人																													
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人																													
第4段階	住民税世帯課税で本人が住民税非課税																													
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満																													
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上																													
区 分	負担の上限(月額)																													
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)* (新設)																													
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)																													
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)																													
・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯)																													
	15,000円(個人)*																													
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)																													
96ページ／10行目～	直系尊属とは、父母・祖父母など自分より前の世代で、親子関係で直接つながる系統の親族のことをいいます。養父母も含まれます。なお、叔父・叔母、配偶者の父母・祖父母は含まれません。	直系卑属とは、子・孫など自分より後の世代で、親子関係で直接関係で直接つながる系統の親族のことをいいます。養子も含まれます。なお、兄弟・姉妹、甥・姪、子の配偶者は含まれません。																												
～97ページ／6行目	直系卑属とは、子・孫など自分より後の世代で、親子関係で直接関係で直接つながる系統の親族のことをいいます。養子も含まれます。なお、兄弟・姉妹、甥・姪、子の配偶者は含まれません。	直系尊属とは、父母・祖父母など自分より前の世代で、親子関係で直接つながる系統の親族のことをいいます。養父母も含まれます。なお、叔父・叔母、配偶者の父母・祖父母は含まれません。																												
166ページ、169ページ、170ページ、171ページ	社会保険事務所	年金事務所																												